

◎新潟県告示第1050号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があった。

令和7年12月9日

新潟県知事 花 角 英 世v

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 長岡福祉協会	長岡市深沢町字高寺 2278番地8	こぶし24時間ケアサービスステーション 美沢	長岡市美沢4丁目 211-8	令和7年11月30日